

芦 監 報 第 2 1 号

平成30年3月13日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 重 村 啓二郎

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき，定期監査（事務監査）を行ったので，同条第9項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）
- II 監査の対象 市民生活部各所管課（人権推進課，男女共同参画推進課，市民課，地域経済振興課，保険課，上宮川文化センター，環境課，収集事業課，環境施設課）が，平成 28 年度に実施した歳出事務のうち「委託料」，「工事請負費」及び「補助金及び交付金」に係る予算執行事務。
- III 監査の期間 平成 29 年 10 月 30 日から平成 30 年 2 月 26 日まで
- IV 監査の実施内容 関係書類の確認及び職員からの聴取等を行い，監査対象事務が関係法令，本市規則及び本市内規等を遵守し，合理的かつ効率的に行われたかを確認した。
- V 監査の結果 次のとおりである。

[人権推進課]

1 組織及び事務事業（平成 29 年 3 月 31 日現在）

人権推進課の組織は、課長 1 名、係長 2 名、再任用職員 1 名の合計 4 名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）1 名が配置されている。

所管する主な事務事業は、次の各項目に関することである。

- ・人権施策の推進に係る調査、研究及び企画・人権擁護・平和施策

2 予算の執行状況（歳出）

平成 29 年 5 月 31 日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	207,000	137,600
人権推進費	2,044,000	1,983,960
計	2,251,000	2,121,560

3 指摘事項

監査対象について確認した結果、概ね適正に事務が行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 「日々の生活と人権を考える集い 2016」の看板作製等業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の単者随意契約を行っているが、実施決裁に業者選定理由が記載されていない。また、業者選定理由書が未作成であるため作成するよう改められたい。

[男女共同参画推進課]

1 組織及び事務事業（平成 29 年 3 月 31 日現在）

男女共同参画推進課の組織は、課長 1 名、係長 1 名、主席主任 1 名、一般事務職 2 名の合計 5 名が配属され、さらに嘱託職員（事務補助 1 名及び婦人相談員 2 名）3 名、臨時的任用職員（事務補助）2 名が配置されている。

所管する主な事務事業は、次の各項目に関することである。

・男女共同参画に係る企画及び推進・男女共同参画センター・婦人保護に係る企画調整・女性活躍推進施策

2 予算の執行状況（歳出）

平成 29 年 5 月 31 日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	12,868,000	9,540,922
計	12,868,000	9,540,922

3 指摘事項

監査対象について確認した結果、概ね適正に事務が行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 第 4 次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プランの策定に係る意識調査等業務委託をはじめ、委託契約書を交わして行っている業務において、契約書第 10 条第 1 項に定める業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われているケースが散見された。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払を請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。
- (2) 男女共同参画週間記念事業の立て看板の作製委託について、単者随意契約を行っているが、実施決裁が作成されていない。今後は、実施決裁を作成し実施するよう改められたい。

[市民課]

1 組織及び事務事業（平成 29 年 3 月 31 日現在）

市民課の組織は、課長 1 名、係長 3 名、主査 3 名（再任用主査 2 名）、一般事務職 11 名の合計 18 名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）10 名が配置されている。

所管する主な事務事業は、次の各項目に関することである。

・住民基本台帳事務・在留関連事務・印鑑登録・各種証明書の交付・戸籍事務・人口動態調査・埋火葬の許可・住民実態調査・自動車の臨時運行許可・本人通知制度・住民基本台帳ネットワークシステム及び公的個人認証サービス・社会保障、税番号制度に係るカードの交付等・国民年金

2 予算の執行状況（歳出）

平成 29 年 5 月 31 日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
戸籍住民基本台帳費	204,055,000	142,893,586
市民サービスコーナー費	11,904,000	11,645,695
国民年金費	10,832,000	9,295,945
市民年金費	1,600,000	799,392
計	228,391,000	164,634,618

3 指摘事項

監査対象について確認した結果、概ね適正に事務が行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 芦屋市住民基本台帳ネットワークシステム保守業務委託をはじめ、委託契約書を交わして行っている業務において、契約書第 10 条第 1 項にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われているケースが散見された。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払を請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。

[地域経済振興課]

1 組織及び事務事業（平成 29 年 3 月 31 日現在）

地域経済振興課の組織は、課長 1 名、係長 1 名、主任 1 名、一般事務職 1 名、一般技術職 1 名及び再任用職員（技師 1 名、事務職 1 名）2 名の合計 7 名が配属され、さらに嘱託職員（消費生活相談員）3 名、臨時的任用職員（事務補助）2 名が配置されている。

所管する主な事務事業は、次の各項目に関することである。

・商工及び観光行政に係る調査，研究及び企画・商工振興及び中小企業の融資・計量法・観光事業・労働福祉行政に係る調査，研究及び企画・労働関係機関及び経営者諸団体・自衛官募集・農林水産業・市民農園・消費生活センター

2 予算の執行状況（歳出）

平成 29 年 5 月 31 日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	5,899,000	5,363,303
労働諸費	1,333,000	1,028,366
農林水産業費	7,008,000	4,989,037
商工総務費	188,000	185,358
商工振興費	93,834,000	64,555,359
計	108,262,000	76,121,423

3 指摘事項

監査対象について確認した結果、概ね適正に事務が行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 六麓荘市民農園維持管理業務委託等において、芦屋市シルバー人材センターと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の随意契約を行っているが、芦屋市契約規則第 18 条の 2 において、義務づけられている公表に必要な契約検査課への届出がなされていない。今後は、契約締結前には特定随意契約通知書を、そして契約締結後には特定随意契約結果報告書を、契約検査課へ提出するよう改められたい。
- (2) 芦屋市消費生活相談業務に係る法律相談業務委託において、本市契約検査課が作成した契約書様式以外の契約書を使用しているが、芦屋市契約規則第 23 条に定める履行遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金の規定がないため、今後は、契約

規則を確認の上、不備のない契約書を作成するか、もしくは、本市の契約書様式を使用するよう改められたい。また、本契約を含めたその他についても、暴力団排除に関する特約がないものが散見されたので、契約書を作成し、契約を締結する場合は、金額にかかわらず、暴力団排除に関する特約を締結するよう改められたい。

[保険課]

1 組織及び事務事業（平成 29 年 3 月 31 日現在）

保険課の組織は、課長 1 名、係長 4 名、一般事務職 16 名、の合計 21 名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）11 名が配置されている。

所管する主な事務事業は、次の各項目に関することである。

- ・保険料の料率算定・国民健康保険運営協議会・被保険者の資格審査及び被保険者証・保険給付・医療費適正化・保険料の賦課、過誤納金及び報奨金・保険料の徴収、収納及び滞納処分
- ・短期被保険者証及び資格証明書・後期高齢者医療・老人保健医療

2 予算の執行状況（歳出）

平成 29 年 5 月 31 日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
後期高齢者医療費	965,800,000	910,125,031
計	965,800,000	910,125,031

[国民健康保険事業特別会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
保険管理費	68,823,000	48,464,057
特別対策費	13,930,000	12,772,684
一般被保険者療養給付費	5,877,186,000	5,536,710,991
退職被保険者等療養給付費	204,489,000	155,353,373
一般被保険者療養費	106,871,000	94,729,558
退職被保険者等療養費	5,341,000	2,603,098
審査手数料	17,829,000	16,842,261
一般被保険者高額療養費	780,499,000	748,820,062
退職被保険者等高額療養費	35,245,000	34,522,749
一般被保険者高額介護合算療養費	2,001,000	918,330
退職被保険者等高額介護合算療養費	301,000	0
一般被保険者移送費	1,000	0
退職被保険者等移送費	1,000	0

目	予算現額	支出済額
任意給付費	59,100,000	36,976,119
老人保健医療費拠出金	1,000	0
老人保健事務費拠出金	45,000	34,949
後期高齢者支援金	1,188,585,000	1,182,680,912
後期高齢者関係事務費拠出金	100,000	83,174
前期高齢者納付金	790,000	789,168
前期高齢者関係事務費拠出金	100,000	80,690
介護納付金	449,403,000	446,172,356
高額医療費共同事業医療費拠出金	272,979,000	253,568,890
保険財政共同安定化事業拠出金	2,471,857,000	2,281,254,948
保健衛生普及費	33,875,000	31,714,783
特定健康診査等事業費	72,826,000	62,694,835
利子	1,000	0
一般被保険者償還金	61,045,000	51,036,057
退職被保険者等償還金	1,100,000	52,540
基金積立金	58,000	58,000
計	11,724,382,000	10,998,934,584

[後期高齢者医療事業会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	13,199,000	12,471,160
徴収費	811,000	259,968
滞納処分費	1,000	0
後期高齢者医療広域連合給付金	2,044,189,000	1,865,492,225
保険料還付金	3,500,000	681,924
還付加算金	427,000	17,400
計	2,062,127,000	1,878,922,677

3 指摘事項

監査対象について確認した結果、概ね適正に事務が行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 芦屋市国民健康保険医療費適正化に関する業務をはじめ、委託契約書を交わして行っている業務において、契約書第 10 条にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われているケースが散見された。契約書では、委託者は業務完了報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払いを請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。
- (2) 兵庫県国民健康保険団体連合会に対して、国民健康保険レセプト電子データ等の作成業務を委託しているが、同業務に関連する、共同電算処理オプションシステムの医療費データ及び年金受給権者データ作成業務を依頼書のみで実施し委託料を支払っている。これらの業務についても、委託契約を締結して実施するよう改められたい。

[上宮川文化センター]

1 組織及び事務事業（平成 29 年 3 月 31 日現在）

上宮川文化センターの組織は、課長 1 名、課長補佐 1 名、係長 1 名、主査 1 名、主任 1 名及び再任用職員 1 名の合計 6 名が配属され、さらに嘱託職員（児童厚生員 3 名及び隣保館担当 3 名）6 名、臨時的任用職員（事務補助 2 名及び児童厚生員補助 1 名）3 名が配置されている。

所管する主な事務事業は、次の各項目に関することである。

・センターの使用、管理及び庶務・関係行政機関及び各種団体との連絡調整及び地区団体の育成・各種相談指導事業及び就労促進・児童事業及び就労促進・人権問題の教育啓発並びに人権情報の収集及び提供・児童センター事業の企画及び実施

2 予算の執行状況（歳出）

平成 29 年 5 月 31 日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
上宮川文化センター費	31,269,000	27,548,570
計	31,269,000	27,548,570

3 指摘事項

監査対象について確認した結果、概ね適正に事務が行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 芦屋市立上宮川文化センター受付業務委託をはじめ、委託契約書を交わして行っている業務において、契約書第 10 条にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われているケースが散見された。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払いを請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。また、業者選定理由が記されていないものも散見されたので、明記するよう改められたい。
- (2) 植木剪定業務は、芦屋市シルバー人材センターと委託契約しており、これは高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定する契約であることから、今後は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号契約として、特定随意契約通知書等関係書類を契約検査課に提出するよう改められたい。

[環境課]

1 組織及び事務事業（平成 29 年 3 月 31 日現在）

環境課の組織は、課長 1 名、係長 3 名、主査 1 名、主任 1 名、一般事務職 3 名及び再任用職員 1 名の合計 10 名が配属され、さらに嘱託職員（マナー条例指導員）6 名、臨時的任用職員（事務補助 6 名及び散布班 3 名）9 名が配置されている。

所管する主な事務事業は、次の各項目に関することである。

・感染症・行旅死亡人・ねずみ及び衛生害虫の駆除並びに死骸の収容・狂犬病予防・専用水道及び簡易専用水道・し尿処理・あしや温泉・空閑地・市民マナー条例・部の予算及び決算・霊園及び火葬場の管理及び運営・環境行政に係る各種協議会の事務・環境の測定及び調査・環境計画の推進・環境保全率先実行計画及び環境マネジメントシステムの推進

2 予算の執行状況（歳出）

平成 29 年 5 月 31 日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
保健衛生総務費	18,117,000	17,664,559
霊園費	222,120,000	172,179,699
じん芥処理費	372,000	234,123
し尿処理費	2,810,000	2,569,282
計	243,419,000	192,647,663

3 指摘事項

監査対象について確認した結果、概ね適正に事務が行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 平成 28 年度畜犬登録管理システム保守点検業務委託において、本市契約検査課が作成した契約書様式以外の契約書を使用しているが、芦屋市契約規則第 23 条に定める契約保証金等の条項がない。今後は、契約規則を確認の上、不備のない契約書を作成するか、もしくは、本市の契約書様式を使用するよう改められたい。

また、業者選定理由書、仕様書及び見積通知書が未作成であるので、今後は作成するよう改められたい、なお、契約書では業務委託料を毎月払いすることとしているが、実際には 3 か月毎に委託料を支払っていることから、今後は支払実務と契約書との整合を図るよう改められたい。

- (2) 契約額が主に 50 万円未満の業務委託契約において、暴力団排除に関する特約がないものが数件あったが、契約書を作成し、契約を締結する場合は、金額にかかわらず、暴力団排除に関する特約を締結するよう改められたい。

[収集事業課]

1 組織及び事務事業（平成 29 年 3 月 31 日現在）

収集事業課の組織は、課長 1 名、課長補佐 1 名、技能長 9 名、主席副技能長 1 名、主席主任（技能職）9 名、一般事務職 2 名、作業職 8 名、再任用技能職 1 名の合計 32 名が配属され、さらに臨時的任用職員（重作業職）5 名が配置されている。

所管する主な事務事業は、次の各項目に関することである。

- ・一般廃棄物の収集及び運搬・収集施設及び器材の維持管理・処理手数料の収納・不法投棄

2 予算の執行状況（歳出）

平成 29 年 5 月 31 日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
じん芥処理費	393,438,000	335,787,184
計	393,438,000	335,787,184

3 指摘事項

監査対象について確認した結果、概ね適正に事務が行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 奥池地区一般廃棄物収集運搬業務委託をはじめ、委託契約書を交わして行っている業務において、契約書第 10 条にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われているケースが散見された。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払いを請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。

[環境施設課]

1 組織及び事務事業（平成 29 年 3 月 31 日現在）

環境施設課の組織は、課長 1 名、主幹 1 名、係長 2 名、主査（再任用技術職）1 名、一般事務職 1 名、一般技術職 1 名、技能職 3 名及び再任用職員 1 名の合計 11 名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）2 名が配置されている。

所管する主な事務事業は、次の各項目に関することである。

・ごみの減量化、資源化及び粗大ごみ等のリサイクル・家屋解体撤去・清掃事業の調査、統計及び企画・清掃事業に係る各種協議会・一般廃棄物等処理施設・一般廃棄物運搬用パイプライン施設

2 予算の執行状況（歳出）

平成 29 年 5 月 31 日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
じん芥処理費	1,040,832,000	848,277,896
計	1,040,832,000	848,277,896

3 指摘事項

監査対象について確認した結果、概ね適正に事務が行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 平成 28 年度芦屋市環境処理センター運営協議会報告書等作成業務委託について、業務委託に係る契約根拠が明記された書類、仕様書及び業者選定理由書が未作成であったので改められたい。
- (2) 芦屋市環境処理センター舗装補修工事について、契約書を締結する場合に必要な、暴力団排除に関する特約がないため、今後は暴力団排除に関する特約を締結するよう改められたい。

意見

今回の事務監査においては、平成28年度の「委託料」、「工事請負費」及び「補助及び交付金」に係る歳出事務について監査を行った。

言うまでもなく、契約行為や補助金の支出については、その手続きの透明性が求められるところであり、支出に至る一連の手続きについて、市民に対して常に簡潔、明瞭に説明がなされるものでなければならない。

具体的には、前回行った都市建設部に対する事務監査と同様、「委託料」及び「工事請負費」については、随意契約が締結されているものが多く見受けられたが、特に単者との随意契約を行うにあたっては、業者選定理由が抽象的あるいは曖昧なものとならないよう、常に書面で明確にしておく必要がある。

また、委託料の支払いに関して、業務完了報告書の提出を受けないで検収調書を作成し、委託料を支払っているケースのあることを指摘したが、今回の調査年度の平成28年度は業務完了報告書の提出を受けていないケースにおいて、平成29年度からは業務完了報告書の提出を受けて支払をしているケースもあり、昨年度の監査結果が一部とは言え、活かされていることを確認できた。

なお、委託業務の内容によっては、業務完了報告書の提出を受けずとも納品書や成果品自体で検査・検収ができるケースもあるので、実情に即した対応ができるよう委託業務毎に契約内容の見直しを契約検査課、会計課等と協議し調整されたい。

また、補助金については、芦屋市補助金要綱等に基づいた手続きがなされることは当然であるが、現在も本来の助成目的に沿った補助がなされているかどうかについても、常に確認、点検を行うよう努められたい。

以 上